

「包装及び包装廃棄物規則」(案)の概要

1. 本規則の目的

- 本規則の包括的な目的は、EU内の市場機能を改善しつつ、包装及び包装廃棄物の環境影響を軽減することにある。本規則の具体的な目的は以下のとおり
 - (i) 包装廃棄物の発生を減らすこと
 - (ii) 費用対効果の高い方法で包装の循環経済を促進すること
 - (iii) 包装へのリサイクル材の使用を促進すること

2. 本規則の適用範囲

- 本規則は、使用される材料、使用される場面にかかわらず、EU内で上市される全ての包装及び包装廃棄物に適用される(第2条第1項)
- 本規則を遵守する場合にのみ、EU内で包装を上市することが許容される(第4条第1項)

3. 本規則の適用時期

- 本規則は、本規則の施行から12か月後に適用される(第65条)
 - ✓ 上記の規定にかかわらず、下記4.のとおり、個別に適用時期が定められた規定も存在

4. 本規則の主な規定の概要

(1) 持続可能性に関する規定

ア. 包装に用いられる物質

【規定の内容】

- 包装に含まれる鉛、カドミウム、水銀、及び六価クロムの濃度は、全体で100mg/kgを超えてはならない(第5条第2項)

【要件該当性の判断方法】

- 要件該当性は、附属書VIIに従って作成される技術文書により実証されなければならない

い(同条第3項)

イ. 包装のリサイクル

【適用時期】

- 2030年1月1日以降(大規模リサイクルの要件は2035年1月1日以降)(第6条第3項)

【規定の内容】

- 「リサイクル」とは、廃棄物を元の目的又は他の目的のために、製品、材料又は物質に再加工する回収作業をいう。有機物の再処理も含まれるが、エネルギー回収や燃料として使用する材料への再処理、埋め戻し作業は含まれない(第3条、指令2008/98/ECの第3条第17項)
- 全ての包装はリサイクル可能でなければならない(第6条第1項)。以下の要件に適合する場合はリサイクル可能とみなされる(同条第2項)
 - ① リサイクルのために設計されていること
 - ② 第43条第1項及び第2項に従い、EU加盟国が構築するように求められている包装廃棄物の返品回収システムにより有効且つ効率的に収集されること
 - ③ 他の廃棄物のリサイクル可能性に影響を与えることなく、定められた廃棄物処理の流れに分類されること
 - ④ 得られる二次原料(※)が一次原料を代替するのに十分な品質であるようにリサイクルできること
 - ⑤ 大規模なリサイクルが可能であること

※ 「二次原料」とは、リサイクル工程を経て得られた、一次原料の代替となり得る原料を意味する(第3条第38号)
- リサイクル基準、リサイクル性能等級の設計及び大規模リサイクルの要件についての委任規則が今後定められる予定(第6条第3項及び第4項)
- 2030年1月1日以降、リサイクル基準の性能等級Eに分類されるもの(リサイクル材の含有率が70%を下回るもの)は使用できない(第6条第5項、附属書Ⅱ表2)

【要件該当性の判断方法】

- 要件該当性は、附属書Ⅶに従い作成される技術文書により実証されなければならない(第6条第8項)

ウ. プラスチック包装のリサイクル

【適用時期】

- 一段階目 2030 年 1 月 1 日以降 / 二段階目 2040 年 1 月 1 日以降

【規定の内容】

- プラスチック包装(医療機器等に用いられる一部の包装や堆肥化可能なプラスチック包装を除く。)には、以下の類型に応じた割合のリサイクル材を含める必要がある(第 7 条)
 - ✓ 2030 年 1 月 1 日以降(同条第 1 項)
 - ① 主成分としてポリエチレンテレフタレート(PET)で作られた包装 : 30%
 - ② PET 以外のプラスチック材料で作られた包装(使い捨てプラスチック製飲料ボトルを除く。) : 10%
 - ③ 使い捨てのプラスチック製飲料ボトル : 30%
 - ④ 上記①から③以外の包装 : 35%
 - ✓ 2040 年 1 月 1 日以降(同条第 2 項)
 - ① 使い捨てのプラスチック製飲料ボトルを除く包装 : 50%
 - ② 使い捨てのプラスチック製飲料ボトル : 65%
 - ③ 上記①及び②以外の包装 : 65%
- リサイクル材の割合の計算及び検証方法、並びに附属書Ⅶの技術文書のフォーマット等に関する実施規則は 2026 年 12 月 31 日までに欧州委員会により採択される(第 7 条第 7 項)

【要件該当性の判断方法】

- 要件該当性は附属書Ⅶに従い作成される技術文書により実証されなければならない(第 7 条第 5 項)

エ. プラスチック包装の堆肥化

【適用時期】

- 本規則の施行から 24 か月後(第 8 条第 1 項)

【規定の内容】

- 「堆肥化可能な包装」とは、完成した堆肥の大部分が最終的に二酸化炭素、無機塩類、バイオマス及び水に分解されるような、物理的、化学的、熱的又は生物学的に分解され得る包装であって、且つ分別収集及び堆肥化の工程又は工業的に制御された条件で

導入される活動の妨げにならない包装をいう(第3条第41号)

- ティーバッグ、コーヒーの1回分の個包装、果物又は野菜に貼付されるラベル及び軽量のプラスチック製バッグ等は、本規則の効力発生日から24か月後までに堆肥化が可能な材質にしなければならない(第8条第1項)

【要件該当性の判断方法】

- 要件該当性は、附属書Ⅶに従い作成される技術文書により実証されなければならない(第8条第4項)

オ. 包装の最小化

【規定の内容】

- 包装は、包装の材質を考慮して、機能性を確保するために必要最小限の重量及び体積になるように設計されていなければならない(第9条第1項)
 - ✓ 製品の体積を増加させることだけを目的とした包装(二重壁、二重底等)等は禁止される(同条第2項)
 - ✓ 空隙は最小限に抑えなければならない(同条第3項)
 - ※ 切り紙、エアークッション、気泡緩衝材、スポンジファイラー、フォームファイラー、ウッドウール、ポリスチレン、発砲スチロール、その他の充填材で満たされたスペースは空隙とみなされる

【要件該当性の判断方法】

- 要件該当性は、以下の要素を含む附属書Ⅶで参照される技術文書により実証されなければならない(第9条第4項)
 - (a) 附属書Ⅳ(※)の性能基準及び方法に照らした、包装を評価するための技術規格、基準、及び条件の説明
 - (b) 性能基準に関して、包装の重量又は容積の削減を妨げている設計要件の特定
 - (c) 包装の最小必要量等を評価するために使用される試験結果、研究、又はその他の関連情報
- ※ 附属書Ⅳには、技術文書で説明しなければならない内容等も含まれている

カ. 包装のリユース

【適用時期】

- 一段階目 2030年1月1日以降 / 二段階目 2040年1月1日以降(第26条)

【規定の内容】

- リユース可能な包装(当該包装と同じ目的で再び使用可能なもの)とみなされるための要件は以下のとおり(第10条1項)
 - ① リユース又は再充填を目的として考案、設計され、上市されていること
 - ② 通常予測可能な使用条件下で、可能な限り多くの再使用を達成するために設計されていること
 - ③ 包装にリユースができなくなるような損傷を与えることなく空にすること、又は抜き取ることができること
 - ④ 適用される安全性要件及び衛生要件への適合性を確保しつつ、空にすること、抜き取ること、詰替え又は再充填ができること
 - ⑤ 意図された機能を損なうことなく附属書VIパートBに従って再調整ができること
 - ⑥ 包装された製品の品質及び安全性を維持し、ラベルの添付、製品の特性及び包装に関する情報(製品の安全性、適切な使用方法、トレーサビリティ及び有効期限を確保するための関連する指示及び情報を含む。)の提供を可能にしつつ、空にすること、抜き取ること、詰替え又は再充填ができること
 - ⑦ 責任者の健康及び安全を危険に晒すことなく、空にすること、抜き取ること、詰替え又は再充填ができること
 - ⑧ 廃棄物になった場合に、第6条に定めるリサイクル可能な包装廃棄物の要件を満たすこと

【要件該当性の判断方法】

- 要件該当性は、附属書VIIに従い作成される技術文書により実証されなければならない(第10条第2項)

(2) ラベル表示に関する規定

【適用時期】

- 本規則の施行から42か月後 / 本規則の施行から48か月後(第11条第1項)

【規定の内容】

- 消費者の選別を容易にするため、本規則の施行から一定の期間以降、以下の事項を包装に記載しなければならない(第11条)
 - ✓ 本規則の施行から42か月後以降
その材料組成に関する情報(但し、インターネット通販以外の輸送用の包装には適用されない。)(同条第1項)
 - ✓ 本規則の施行から48か月後以降
包装のリユース可能性に関するラベル、リユースのためのシステム、回収場所の

有無等の包装のリユースに関する情報等を提供する QR コードその他のデジタルデータキャリア等(同条第 2 項)

- 欧州委員会は、本規則の施行から 18 か月後までに、第 11 条第 1 項から第 3 項、第 12 条のラベル付け要件、フォーマット及び規格についての実施規則を採択する(第 11 条第 5 項)

(3) 事業者に課される義務

ア. 製造業者の義務

- 「製造業者(manufacturer)」とは、これまでに EU に上市されていない包装を、自らの名称又は商標で包装を製造する、若しくは包装を設計又は製造させ、自らの名称又は商標で、製品の封入、保護、配送又は展示等のために使用する自然人又は法人を意味する(第 3 条第 9 号)
- 製造業者は、EU 内での包装の上市に関して、主に以下の義務を負う(第 13 条)
 - ✓ 持続可能性に関する要件(第 5 条から第 10 条)に従って包装を設計及び製造すること(第 13 条第 1 項(a))
 - ✓ 包装の表示に関する要件(第 11 条)に従った表示を行うこと(第 13 条第 1 項(b))
 - ✓ 適合評価手順により技術文書を作成し、第 34 条に定める EU 適合宣言書を作成すること(第 13 条第 2 項)
 - ✓ 関係書類を 10 年間保管すること。各国当局から関係文書の要求があった場合には 10 日以内に提出できるようにしなければならない。(第 13 条第 3 項及び第 9 項)
 - ✓ 包装に型番等を記載すること(困難な場合は附属書により提供する)(第 13 条第 5 項)
 - ✓ 自社の名称又は登録商標、郵送先住所、及び(可能な場合)連絡先を包装又は QR コードその他のデータキャリアに表示すること等(第 13 条第 6 項)
 - ✓ 上市した包装が第 5 条から第 11 条の要件に適合していないと考えられ、又は信じる理由がある場合、当該包装の回収等を行わなければならない(第 13 条第 8 項)

イ. 供給業者に課される義務

- 「供給業者(supplier)」とは、自らの名称又は商標で、製品の封入、保護、配送又は展示等のために包装を使用する製造業者に対し、包装又は包装材料を供給する自然人又

は法人を意味する(第3条第11号)

- 供給業者は、製造業者に対し、製造業者が本規則に適合していることを実証するために必要な情報を提供しなければならない(第14条第1項)

ウ. 輸入業者に課される義務

- 「輸入業者(importer)」とは、EU市場にEU加盟国以外の国から包装又は包装された製品を流通させる、EU内に所在の自然人又は法人を意味する(第3条第12号)
- 輸入業者は、持続可能性に関する要件(第5条から第10条)に適合した包装のみを上市しなければならない(第16条第1項)
- 輸入業者は、包装を上市する前に、以下の事項を確認しなければならない(第16条第2項)
 - ✓ 第33条に定める適合性評価の工程が実行され、附属書VII及び第5条から第10条に定める技術文書が作成されていること
 - ✓ 第11条に従い包装にラベルが表示されていること
 - ✓ 包装に必要書類が添付されていること
 - ✓ 製造業者が第13条第5項及び第6項に定める要件を遵守していること
- 輸入業者は、自社の名称又は登録商標、郵送先住所、及び(可能な場合)連絡等先を包装又はQRコードその他のデータキャリアに表示しなければならない(第16条第3項)
- 輸入業者は、上市した包装が第5条から第11条の要件に適合していないと考えられ、又は信じる理由がある場合、当該包装の回収等を行わなければならない(第16条第6項)
- 輸入業者は、包装が上市されてから10年間、EU適合宣言書の写しを保管しなければならない。また、各国当局から関係文書の要求があった場合は10日以内に提出できるようにしなければならない(第16条第8項及び第9項)
- ※ 自己の名称又は商標の下に包装を上市する場合、製造業者の義務(第13条)を負う(第19条)

エ. 販売業者に課される義務

- 「販売業者(distributor)」とは、サプライチェーンにおいて、包装又は包装された製品を市場で入手可能にする製造業者及び輸入業者以外の自然人又は法人を意味する(第3条第13号)
- 販売業者は、包装をEU市場に上市する場合、以下の要件を満たすことを確認しなければならない(第17条第2項)
 - ✓ 包装の表示に関する要件(第11条)に従った表示が行われていること
 - ✓ 製造業者及び輸入業者が自らに課せられる一定の義務を遵守していること等
- 販売業者は、販売した製品の包装が第5条から第11条の要件に適合していないと考えられ、又は信じる理由がある場合、当該包装の回収等を行わなければならない(第17条第4項)
- 各国当局から合理的な要求があった場合、当該当局に対し、第5条から第11条の要件の適合性に関連する文書を提出しなければならない(第17条第5項)
- ※ 自己の名称又は商標の下に包装を上市する場合、製造業者の義務(第13条)を負う(第19条)

オ. その他の事業者の義務

(ア) 包装の空きスペースの上限

- 製造業者、供給業者、輸入業者、販売業者等の本規則に規定される事業者(以下「経済事業者(economic operators)」という。)は、グループ化された包装、輸送用の包装、及びインターネット通販の包装について、当該包装の容積と販売用包装(※)の容積の比率を40%以下にしなければならない(第21条)
 - ※ 「販売用包装」とは、販売時点において、商品及び包装からなる一つの販売単位で、最終ユーザー又は消費者に提供できるように考案された包装をいう(第3条第2項)

(イ) 特定の包装の使用の禁止

- 経済事業者は、附属書Vに抵触する形式及び目的で包装をEU内に上市してはならない(第22条)

- ✓ 附属書Vには以下の包装等が規定される
 - ✧ 使い捨てのプラスチック製グループ包装(複数の商品をまとめて包装したもの)
 - ✧ 生鮮果実や野菜用の使い捨てプラスチック製包装等(ネット等)
 - ✧ 使い捨てのプラスチック製プレート、カップ等

(ウ) リユース・詰替え用の包装

- 経済事業者は、リユースのためのシステムが整備されていることを保証し、また、技術文書の一部においてシステムへの適合性を説明しなければならない(第23条)
- 経済事業者は、詰替え可能な製品を販売する場合、消費者に対して以下の事項を通知しなければならない(第25条第1項)
 - ✓ 詰替えに使用できる容器の種類
 - ✓ 詰替えの衛生基準
 - ✓ 詰替え容器の使用に関する消費者の安全と健康に係る責任
- 製造業者及び最終販売業者(消費者に直接製品を販売する販売業者)は、EUにおいて、ビール、炭酸アルコール飲料、ワイン以外の発酵飲料、香味付けワイン及びフルーツワイン、スピリッツ飲料、ワイン、又はその他発酵飲料をEU内で販売する場合、以下の事項を保証する(第26条4項)
 - ✓ 2030年1月1日以降：これらの製品のうち10%の製品に、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
 - ✓ 2040年1月1日以降：これらの製品のうち25%の製品に、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
- 製造業者及び最終販売業者は、EUにおいて、ワイン(スパークリングワインを除く。)等を販売する場合、以下の事項を保証する(第26条第5項)
 - ✓ 2030年1月1日以降：これらの製品のうち5%の製品に、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
 - ✓ 2040年1月1日以降：これらの製品のうち15%の製品に、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
- 製造業者及び最終販売業者は、EUにおいて、水、砂糖を加えた水、その他の甘味料を加えた水、フレーバーウォーター、ソフトドリンク、ソーダレモネード、アイスティー及びすぐに飲める同様の飲料、純粋なジュース、果物若しくは野菜のジュース、及び牛乳を含まないスムージーの形態によるノンアルコール飲料、並びに乳脂肪を含むノンアルコール飲料をEU内で販売する場合、以下の事項を保証する(第26条

第6項)

- ✓ 2030年1月1日以降：これらの製品のうち10%の製品に、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること
- ✓ 2040年1月1日以降：これらの製品のうち25%の製品に、リユース又は詰替えが可能な容器が用いられること

(4) プラスチック製買物袋の削減

- EU加盟国は、自国内におけるプラスチック製買物袋の消費を継続的に削減するための措置を講じるものとし、2025年12月31日までに、プラスチック製買物袋の年間消費量が1人当たり40枚又はそれに相当する重量目標を超えない状態となり、同年以降毎年12月31日までに同様の削減をすることができた場合に、継続的な削減が達成されたことになる(第29条第1項)

(5) 適合性評価

ア. 概要

- 第5条から第11条、第24条に定める要件への適合性に関する試験、測定及び計算は、信頼性が高く、正確で再現性がなければならない(第30条)
- 第30条に定める試験、測定又は計算方法のうち、整合規格又はその一部に適合するもの(その参考資料はEUの官報に掲載されている。)は、当該規格又はその一部が対象とする要件に適合していると推定される(第31条第1項)
- 欧州委員会は、施行規則により、関連する要件を充足する整合規格がない等の要件を満たす場合は、第5条から第11条、第24条に定める要件のために共通の技術規格を確立できる(第32条第2項)
- EU適合宣言書により、第5条から第11条の要件が満たされていることが示される(第34条第1項)

イ. 適合性評価の手続(附属書VII)

- 要件の適合性の評価は、附属書VIIに定める手順に従って実施される(第33条)
- 附属書VIIの概要は以下のとおり

1. 内部生産管理

下記 2.～5. の義務を履行し、第 5 条から第 10 条の要件を満たしていることを製造業者単独の責任で保証し、宣言する

2. 技術文書

製造業者は、技術文書を作成しなければならない。技術文書は、関連する要件への包装の適合性を評価できるようにし、リスクの適切な分析と評価を含むものとする。

技術文書は、適用される要件を規定し、評価に関連する限りにおいて、包装の設計、製造、及び運用を対象とするものとする。技術文書には、少なくとも以下の要素を含める必要がある

- (a) 包装及びその使用目的の一般的な説明
- (b) 構成、組立部品、回路等の概念設計、製造図面及びスキーム
- (c) これらの図面及びスキームの理解及び包装の実施に必要な記述及び説明
- (d) 関連する規格技術仕様等の一覧
- (e) 第 6 条、第 9 条及び第 10 条に規定される評価がどのように実施されたかについての定性的な説明
- (f) 試験報告書

3. 製造

製造業者は、製造及びその監視のプロセスにおいて、製造された包装が上記 2. の技術文書及び上記 1. の要件を確実に充足するために必要な措置を講じる

4. 適合宣言書

製造業者は適合宣言書を作成し、当局が自由に使用できるよう、技術文書とともに当該包装の上市から 10 年間保管しなければならない

5. 認定代理人

上記 4. に定める製造業者の義務は、委任状に明記される限り、製造業者に代わり、製造業者の責任の下でその認定代理人が履行できる

(6) 包装及び包装廃棄物の管理

ア. 包装廃棄物の削減目標

➤ EU 加盟国は、2018 年の 1 人当たりの包装廃棄物の量と比較して、以下のとおり、段階的に包装廃棄物を削減するものとし(第 38 条第 1 項)、包装廃棄物の発生を防止し、環境影響を最小限に抑えることを目的とした措置を実施する(同条第 2 項)

- ✓ 2030 年までに 5%削減
- ✓ 2035 年までに 10%削減

- ✓ 2040年までに15%削減

イ. 生産者登録簿

- 「生産者(producer)」とは、使用される販売手法にかかわらず、EU加盟国の領域内で初めて、自らの名称又は商標に基づいて業務として包装を利用可能にする、製造業者、輸入業者又は販売業者をいう(第3条第10号)
- (i)EU加盟国は、生産者が包装及び包装廃棄物の管理に係る要件を遵守していることを監視するため、生産者登録簿を作成し、(ii)生産者は、当該登録簿に登録する義務を負う(第39条第1項及び第2項)
 - ✓ 生産者は、初めて包装をEUに上市する場合、各加盟国に対して登録のための申請書を提出する(同条第2項)
- 欧州委員会は、登録の方法等について定めた実施規則を採択する(第39条第11項)

ウ. デポジット返還システム

- 2029年1月1日までに、EU加盟国は、容量が3リットルまでの使い捨てのプラスチック製飲料ボトル及び金属製飲料容器について、デポジット返還システムを設置するために必要な措置を講じなければならない。但し、この義務は、ワイン、香味付けワイン製品、蒸留酒、一定の牛乳及び乳製品等の容器には適用されない(第44条第1項及び第2項)

以 上